



全老健第 18-241 号
平成 18 年 10 月 26 日

厚生労働省老健局長
阿曾沼 慎司 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会長 漆原 勝
管理運営委員会
委員長 岡田 守功



「介護サービス情報の公表」制度に関する申し入れ書

今般の介護保険制度改革の議論において、サービスの質の確保・向上の観点から情報開示の標準化が求められ、「利用者の介護サービス事業所の選択（比較検討）を支援」することを目的とした「介護サービス情報の公表」制度が介護サービスに関わる事業所を対象に平成 18 年 4 月に施行された。

既に介護老人保健施設においては、順次、調査及び介護サービス情報の公表が行われている。

さて、介護老人保健施設のサービスの質の向上については、恒常に多くの研修会や全国老人保健施設協会作成の「介護老人保健施設サービス評価マニュアル」に基づき自己評価を実施しているほか、積極的に第三者評価を受け入れている。

今般導入された「介護サービス情報の公表」制度は、現在進行中の第三者評価事業等と調査項目が重複するなど、調査を受けた現場からは、調査の有効性及び実地指導、第三者評価との関係やあり方等について疑問の声が多数あがってきている。

当会としては、利用者から選ばれる施設となるための情報の公表や情報開示の標準化等について反対するものではなく、サービスの質の向上のためには、むしろ積極的に第三者からの評価を受け入れていくつもりである。そのためにも本制度が他評価事業と横断的に検討され、真に有用な評価制度となるよう以下の事項について強く申し入れする。

「介護サービス情報の公表」制度に関する申し入れ書

1. 調査・公表に係る手数料の適正化及び透明化

先般の介護報酬改定により、介護老人保健施設は非常に厳しい経営を強いられている中で、この調査内容や調査時間等から考えても、調査・公表に係る手数料があまりにも高額である。また、複数併設により介護サービスを提供している事業所にとっても、1事業所単位の手数料となるため大変に大きな負担となっている。このようなことから費用について、適正化・透明化が図られるよう申し入れる。

2. 第三者評価の義務化及び調査員等の質の向上・標準化

各評価制度が横断的に検討され、利用者及び介護事業者双方に役に立つ、より質の高い第三者評価が構築され、更に義務化を推進させたい。

「介護サービス情報の公表」の調査員は、「調査事務に関する専門的知識及び技術を有する者」と定められてはいるものの、その資質のばらつきは否めない。調査を行う調査員に専門的知識がなければ、適正な情報の公表になりえないことから、その質の向上・標準化が図られるよう申し入れる。

また、調査機関においても、その資質のばらつきが否めないところから、サービス事業者の意思により自由に調査機関の選択ができるようにすべきである。

以上により、サービスの質の向上につながる情報の公表・第三者評価への制度の見直しを求む。

基本情報や調査情報の項目は、実地指導や先駆的な都道府県に於いて実施されている第三者評価の項目と重複するものが多い。また調査員が各調査項目の検証を行う「介護サービス情報の公表」の調査は、従来から行われている実地指導の内容や具体的に評価を行う第三者評価の方が、利用者にとって、より一層有益な選択の指標となることから、各制度を横断的に検討し、事業者にとっても有用なサービスの質の向上につながる制度への見直しを申し入れる。

以上